

○議長（中村 敦） 質問順位 1 番、1、木質バイオマスの活用について、2、公共トイレ・防災トイレの整備について。

以上 2 件について、8 番 楠山俊介議員。

〔8 番 楠山俊介議員登壇〕

○8 番（楠山俊介） おはようございます。少しフライングをして申し訳ございませんでした。

8 番、清新会楠山俊介です。議長の通告に従いまして、一般質問をいたします。木質バイオマスの活用と公共トイレ・防災トイレの整備の 2 点をテーマにして質問をいたします。

最初に、1、木質バイオマスの活用について質問をいたします。

6 月の一般質問にて、森林整備全般について質問をいたしました。総論的には理解いただいたと感じますが、具体的な方針や事業化が見えませので、木質バイオマスの活用に焦点を当てて、再度質問、要望、提案いたします。

小山町では町全体でバイオマス活用を推進するために、小山町バイオマス活用推進協議会を設置し、事業を推進していく体制を構築しているとのこと。未利用木材をチップやペレットに加工し、それらをガス化して発電するとともに、発電の排熱もチップ乾燥に利用し、資源を無駄なく活用する地域循環型の取組を強化しているとのこと。

主な取組、施策として、企業版ふるさと納税活用プロジェクトによる森の金太郎発電所においては、間伐材等の未利用材を燃料として発電を行い、売電・売熱や災害時の電力・温水供給に関する協定を町と締結し、地域の災害からの回復力強化にも貢献しているとのこと。また、本年 9 月に国内最大規模、民間の木質チップ・ペレット製造工場が稼働を開始し、これまで生かし切れてなかった低質木材や雑木などを有効活用する仕組みを構築し、自社での発電、売電のみならず、森の金太郎発電所へのペレット供給や各所のペレットボイラーの燃料、園芸用品やチップによる木質ボード製品などの製造販売の地元企業を活性化し、地産地消の環境が整い、雇用も創出しているとのこと。また、町民に対しても木質燃料ストーブ購入補助金により、まきや木質ペレットの利用、カーボンニュートラルを促しているとのこと。森の資源を地域に無駄なく還元しながら、適正な森林整備の促進につなげているとのこと。

このように国内最大規模の木質バイオマス燃料加工施設が完成し、民間の原木流通センターもあり、樹種を問わず広く木材を受け入れる能力が高まった小山町に対し、9 月に南伊豆町は森林活性化のための木材利用の促進などに関する連携協定を締結しました。協定は南伊豆町で生産された森林資源を小山町の民間林業関係施設に供給することで、林業の活性化や

森林整備を図るというものです。

西伊豆町においては木質バイオマス発電事業に関し、賛否両論の中、議会にて反対多数にて計画が頓挫しましたが、町の観光・産業関連5団体が木質バイオマス発電事業の必要性を訴え、町議会に意見交換の場を求める要請書が提出されたとのことで、住民においては森林整備の重要性は共有しているようですので、そのための議論が今後深まるものと期待するものであります。

これらを踏まえて、質問をいたします。

①木質バイオマスの活用は森林整備促進、林業経営強化、雇用促進に有効と考えますが、当局はどのように受け止め、どのような方針を持っているかをお聞きいたします。

②その施策の一つとして、南伊豆町のように小山町の民間施設の活用やそれを推進する協定締結を考えますか。

③下田市単独あるいは西伊豆町の事業が再開した場合の共同参画、賀茂地域や伊豆市を含めた広域共同事業としての木質バイオマス発電所や木質チップ・ペレット製造工場の設置、運営などをどのように考えますか。これらの事業実現のために、下田市が中心になり先導的に進めていく可能性をどのように考えますか。私としては、賀茂地域、伊豆市を核として伊豆半島全域で木質バイオマス事業を行うことが有効と考えますが、いかがでしょうか。

④木質バイオマスの活用やその発電が地域のエネルギーの地産地消となり、地域内の経済循環度を高めるとの見解があります。一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長の藤山浩氏の田園回帰・人口と所得を取り戻す1%戦略の理論でも、エネルギーの域内生産が地域の所得を取り戻す手だてとなり、過疎化を乗り越える具体的なシナリオであるとの主張があります。この理論、この手法をどう考えますか。

⑤現在策定中の下田市過疎地域持続的発展計画（案）に「里山の保全・活用を図るため、近隣市町村等と連携して地域住民や森づくり団体等による森林整備、広葉樹を活用した木質バイオマスエネルギーの導入や豊富な竹資源を活用した特産品開発の研究に取り組む」との表記がありますが、森林整備や木質バイオマスエネルギー導入に対し、具体的にどのように織り込んでいるかを説明ください。事業の財源として、森林譲与税や森の力再生事業、過疎債を活用できるかを説明ください。それ以外に有利な補助金制度、交付金制度があるかを説明ください。

続きまして、2、公共トイレ・防災トイレの整備について質問いたします。

姉妹都市50周年を迎え、ますます交流を深めていくべき萩市には参考にすべき施策や施設

が多々ありますが、その一つが平成22年に策定された公共施設のトイレに係る整備方針です。

方針設定により、誰もが利用しやすい施設づくりの推進や観光客へのおもてなしの充実を図るため、洋式トイレの普及や多目的トイレ、オストメイト対応トイレの新設を進め、便器数の男女比率の見直しによる女性用トイレの混雑解消や温水洗浄便座の設置の見直しを進めているとのことです。本年の第7次改定では、洋式便器について暖房便座を基本とすることとし、男性用サニタリーボックスの設置について追記したとのことです。和式便器については市民の意見を聴取し、全国的に必要とする意見が一定程度あることから、従前どおり「多くの市民が利用する施設については和式便器の設置について検討するもの」との設置基準にしているとのことです。公共トイレに対し、多種多様に配慮されております。

これらを踏まえて、質問いたします。

①下田市における学校や各種公共施設のトイレ、公衆トイレ、公園トイレを含めた公共トイレの整備状況をお知らせください。市には、公共施設のトイレに係る整備方針があるか、お答えください。あれば、その内容を教えてください。ない場合、姉妹都市の萩市に学び、整備方針を設定し進めていくことの必要性をどのように考えていますか。なお、学校のトイレの整備、トイレの快適化に関しましては、令和6年3月議会の私の一般質問において要望、提案していますので、それを踏まえていただきたいと思います。

②公共トイレは、住民が安心して外出できるように適正に配置する必要があります。特に、高齢者や障害者、疾患を抱える人は、安心できるトイレがなければ外出や社会参加を控えてしまいます。観光客においては初めての来訪、不慣れな場所として、公共トイレを探すことも困難な状況もあります。

公共トイレとは、トイレの管理者に関係なく不特定多数の方が利用できるトイレとして、公衆トイレ、公園トイレだけではなく、駅や公共施設のトイレや大型商業施設等の不特定多数が利用できる民間トイレも含めて公共トイレとしています。民間のトイレは多目的トイレの設置も含め、清掃管理がしっかりなされており、都市部はこの民間トイレが多くありますが、地方、過疎地域、下田市においては民間トイレは少ない状況です。行政が管理している公衆トイレは、えてして人目につきにくい場所にあったり、老朽化している場合が少なくないこともあり、よいイメージを持っていない人もいます。そのためか、女性の公衆トイレの利用率は低く、整備を進めてもこの課題を改善することは容易でないとされており、東京の中心地であり、整備が進んでいると思われる東京都千代田区の公衆トイレ、公園トイレ34か所について、ある1日の一定時間の利用者を調査したところ、女性利用者は全体の

3%であったとの報告があります。

行政として公共トイレの量と質を高めていくことは必要ですが、設置費や改修費、維持管理費が大きな課題です。このような公共トイレの状況を踏まえ、誰でもが気軽に安心して使えるトイレが足りていない課題解決の一つとして、コンビニトイレの公共化が各自治体で検討、実施されています。この施策の導入をどのように考えますか。

③海水浴場のトイレ整備と管理について質問いたします。地元利用者に対しても当然ですが、観光客の皆様に対するトイレの整備状況、トイレのありようは観光地に対する印象として重要なものであり、その観光地、その町の品格を表すものと言っても過言ではありません。下田市にとって、海のありよう、海水浴場は観光の要であり、1年を通じてその魅力を提供する観光資源であります。そこにあるトイレをどのように整備するかは重要な課題です。さきに述べた公共施設のトイレに係る整備方針に合わせ、夏期のみではなく通年の使用、管理を前提に整備することが必要と考えます。海水浴場を中心としたトイレ整備の現状と今後の課題、方針を説明ください。

④防災に関するトイレについて質問をいたします。以前、担当課へ提案しましたトイレカーが今年度中に配備される予定であり、同じく要望、提案しました市民への携帯トイレの配布も、既に回覧と同時に1世帯1袋ではありますが配布が行われ、7日の防災訓練での配布を予定している地区や各地区の防災倉庫の備品に充てたりと、有効に活用されています。大変うれしく、ありがたく思います。

しかし、これらを機に、防災力をどのように強化していくかが課題であります。トイレカーは小型車1台ですので、当然効果はありますが、十分満たすものではありません。実際の災害時まで車庫に収めておくのではなく、必要とされる各種イベントや海水浴場において披露し利用することで、トイレカーの存在意義や利用の仕方、防災への意識向上を周知すべきと考えます。そのために、関係各課が横断的に関わることでなし得るものですので、関係各課の連携をしっかりとつくるべきと考えます。

携帯トイレの配布によって実際に手にした方々が多いと思います。その使い方を知ること、その必要性を認識し、防災備品としての購入に誘導することが必要と考えます。自助としての携帯トイレの備蓄目標は、1世帯4名家族として、1人の平均的排せつ回数は5回あるいは7回と言われているので、それで計算をし備蓄日数を3日分とすると、60から80袋になります。大災害においては3日分の備蓄から1週間分の備蓄が推奨されていますので、150から200袋の計算になります。災害時の避難所においては順次、仮設トイレやマンホール

トイレが準備されますが、用意されない前には避難所に常設されているトイレを使うことになりがちです。水が流れない状態で使用不能のときに一人でも排せつをすると、トイレは制御不能になり、トイレは排せつ物まみれになってしまうことがこれまでの大災害での避難所で多々見られた現象です。これを防ぐには、仮設トイレ等の用意ができるまでは携帯トイレを各自使用することが必要です。

この携帯トイレを自助としての個人、家庭の備品として、共助としての各地区、各防災会、各防災倉庫の備品として用意することが必要です。これはトイレの用意ができてにくい高台の避難場所でも必要ですし、水が流れなくなった自宅のトイレ使用のときにも必要です。自助として、共助として、その機能は重要ですが、携帯トイレを備品にするには多額な費用がかかることとなりますので、購入費補助を検討すべきと考えます。これらについての考えを説明ください。

以上、大別して木質バイオマスの活用、公共トイレ・防災トイレの整備について、一般質問を行わせていただきました。市長並びに担当課当局の回答をお願いをいたします。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 今の楠山議員の御質問、2点ございます。木質バイオマスの活用についてとそれからトイレの関連で、私からはまず木質バイオマスの活用について、市としての方針を御答弁申し上げまして、その後に担当課長から御答弁申し上げます。

一般論として、木質バイオマスにつきましては森林整備の促進、林業経営強化、雇用の促進などに有効であるというふうにされています。

一方で、実際に事業を実施するに当たっては様々な課題がございます。今後の下田市の森林整備全般をどのようにしていくか。議員御指摘のように森林環境譲与税等の財源、こうしたものを考慮し、木質バイオマス事業も含め様々な事業の持続可能性、実現可能性等々を踏まえ、総合的な森林政策の検討を今後進めてまいりたいと考えています。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 私からは、木質バイオマスの活用について答弁させていただきます。

まず、小山町の民間施設の活用についてでございます。

こちらを活用するに当たりましては、森林整備、木材搬送を行う林業事業者との調整や施

設側の受入れ体制など課題も多く、南伊豆町でも実際に搬出には至っていないと聞いてございます。木材の購入価格や搬送コスト等の採算性も含め、総合的に判断する必要があると考えますので、南伊豆町の現状を確認、参考にして、実現可能性、実効性について林業関係団体とともに検討してまいりたいと思います。

続きまして、市単独及びその他の市町も含めた広域共同事業としての木質バイオマス発電事業についてでございます。

木質バイオマスの広域共同事業につきましては、施設の建設・運営にかかる費用、施設稼働後の安定した材料の供給体制の構築、電力供給の恩恵を受けられるのが施設を設置した自治体に限定されるなどの課題があると考えてございます。木質バイオマス事業の事業化に当たっては、森林資源の安定的な供給体制、運搬コスト、採算性の確保、さらに事業予定地を含め発電や熱利用先の確保など多くの課題がございます。このことから、木質バイオマスの将来的な可能性を否定するものではございませんが、全国的にも自治体による広域事業というのは参考となる事例がなく、今後、情報収集に努めたいという状況でございます。

続きまして、田園回帰1%戦略理論の観点から、木質バイオマス事業をどう思うかということでございますが、一般論といたしましては理解できるものでございますけれども、地域性、経済性等も含め、個別、総合的に判断していく必要があると考えます。

続いて、事業を実施するとなった場合の事業財源についてでございます。

森林環境譲与税につきましては、森林整備、木材利用促進の観点から活用することは可能と考えてございますが、現在は森林整備計画等に基づく人工林の整備事業等に優先的に充てている状況でございます。森の力再生事業は、土砂災害の防止や水源の涵養等を目的として、公益性、困難性、緊急性が高い森林を対象に県が実施する森林の再生整備事業のため、発生した木材を利用できる可能性はあるものの、事業の財源としては利用できません。過疎対策事業債につきましては、本市の過疎地域持続的発展計画、今回改定案のほうを出させていただきますけれども、こちらにおいて記載があるため活用は可能でございます。そのほかの補助制度といたしましては、静岡県独自のふじのくにエネルギー地産地消推進事業費交付金がございますが、本年度をもって制度が終了する予定と聞いてございます。

産業振興課からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 私のほうからは、公共トイレについて全般的な答弁をさせていただきます。

まず、公共トイレの整備状況について、一般利用できるトイレは時間制限がある施設内のトイレも含めまして42か所ございます。このうち、ユニバーサルトイレは22か所となっております。これまで、コロナ禍におけるトイレの洋式化やサンタリーボックスの設置も進め、また新たに整備、改修する公共トイレについては、基本、ユニバーサルに配慮し、新庁舎建設事業においても障害者等も利用できるトイレの設置、また男子トイレにもベビーチェアも備えるなどしております。

また、公共トイレの整備方針につきましては、平成28年度に策定、令和4年度に改定した下田市公共施設等総合管理計画のアクションプランとして位置づけております個別計画施設計画第Ⅰ期、こちらは元年から令和10年までの期間となっております。こちらにおいて、公園や観光施設等の公衆用トイレの現状と課題、今後の方針等を定めており、旧態トイレや老朽化したトイレを計画的に実施することが必要と記載されております。

公共トイレは、観光客に限らず高齢者や障害者などの人たちが安心して外出できるよう配置されることが望ましいと考えておりますが、人口減少が進み、公共施設の維持管理コストの縮減も求められているところでございます。そうした中、コンビニトイレの公共化については、今後、トイレの改修等の課題を抱える本市にとって新たな施策とできるか、先進地の事例を参考にメリット・デメリットなどを分析、研究していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、公共トイレの整備状況ということで、小・中学校のトイレの整備状況を答弁させていただきます。

小・中学校におけるトイレの整備状況でございますが、今年度事業分を含めまして洋式化率は238基中169基で71%となります。残りの和式トイレは69基ございますが、今後の洋式化につきましては、使用頻度を鑑み、学校側と協議しながら改修工事を進めることを予定しております。

私からは以上となります。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私からは、公共トイレ・防災トイレの整備についての御質問のうち、海水浴場を中心としたトイレ整備の現状と今後の課題、方針につきましてお答えさせていただきます。

観光交流課におきましては、海水浴場周辺や観光施設のトイレとしまして16か所を管理し

ております。各トイレにおきまして、衛生器具の個数としましては、夏期繁忙期等は一部で混雑する場合ございますが、おおむね利用頻度に即した整備がされているものと考えております。また、洋式化につきましても全てのトイレにおいて整備が済んでおりまして、規模的に設置可能な箇所につきましては多目的トイレも設置されている状況です。

清掃等の通常管理につきましては主に地元区や団体が行っておりまして、日々の点検業務において不具合等あった場合は、速やかに修繕等を実施しております。また、各施設とも老朽化が進んでいるため、定期的な点検を行い長寿命化を図っているところです。なお、新たな施設整備に関しましては、要望のある地元区と、必要性や規模、財源等について慎重に協議を重ね、計画的に進めていく必要があると考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 私のほうからは、防災に係るトイレについて答弁させていただきます。

今年度導入いたしますトイレカーにつきまして、市内いろいろイベントございますので、そちらで展示等によって周知を図り、また今後もさらなる導入も検討してまいりたいというふうに思います。その他、トイレカーですとか携帯トイレのほかにも、トイレ環境としましては簡易トイレですとかマンホール型トイレといったものもございまして、それらの整備目標数を充足できるように努めながら、避難所となる学校等への整備、あるいは配備を進めていきたいと思っております。

また、自助のお話がございましたけれども、各御家庭での備蓄の推進を促す、フォローをするといった意味で、そういった携帯用トイレの購入費等、様々な今補助制度ございますけれども、いろいろ選択可能なような形で補助制度の検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） では、再質問として項目別に質問をさせていただきますので、お願いをいたします。

まず木質バイオマスであります。基本的に以前も木質バイオマスの活用というのがテーマになって少し進んだということを知っておりますが、一つその話が頓挫する状況では、発電まで持っていくと、やっぱり多く木々がありそうで見えても、そういう事業に関しては枯

渴していくというような状況も考えられる、あるいは収支としてなかなか合わないというようなこともあろうかと思いますが、まずは森林整備の中で林業をいかに産業化するかということをつくらない限り、山の手だては常にこういう国や県等の補助金を利用しなければならないということになればますます荒れていくわけですので、ぜひとももう一度、伊豆半島全体で、特に天城山を中心としてということで人工林の活用もあり、また雑木の広葉樹、あるいは竹林も、昔はバイオマスとしてのいろいろチップ等問題があったようですけど、今、技術開発でできるような状況にもなっていると聞きますので、それらも含めて何とか伊豆市あたりをセンターとしてそこに参加していくというような構図をつくっていただきたいなというふうに思います。

そういう意味では、新聞紙上でも美しい伊豆創造センターの在り方というのがテーマになっていろいろ論議があるようですが、伊豆半島全体でそういう森林整備をするそのシステムとしてバイオマスの活用、そして発電までいかないのであれば、チップあるいはペレット工場を造って、そして富士のほうなり、御殿場のほうなり、そちらの大きな発電のほうにそれを原料として売っていくというようなことも考えられると思いますので、少なくとも林業をいかに産業化していくかということ、今、国や県の補助金がある段階で、行政のほうでまずは先導的に進めていかなければいけないんじゃないかなと思います。その辺のところの見解をお願いいたします。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 議員のおっしゃられるとおり、森林の整備につきましては森林環境譲与税が導入されまして、ふだんお金がなかなかかけられなかったところにかけている状況になったという部分でございますので、森林の最終的な使い道等も含めましてどのようにしていくかという部分を考えていくのは大切なことだと思ってございます。なおかつ森林の確保ですとか影響というものは他地域にわたるものでございますので、広域で考えていくという部分については非常に重要なことかと思ってございますので、貴重な提言として今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） そういう広域化の中で、仮に伊豆市のほうにそういうチップやペレットの加工工場等ができた場合でも、どうも関係者に聞きますと、人工林の丸太を運ぶ分にはロスはないようですが、例えば雑木、広葉樹等を運ぶ場合にはどちらかという空気運んで

いるほうが多いよというような考えのようですので、そういう意味からすると、各地区に少なくともチップ化するような工場を持って、そしてチップ化したものを次のセンターに持って行って、それでまたペレット化していく手だてをすとかということがいいというふうに聞いております。

そういう意味からしますと、今、縦貫道にも伴って、稲梓地区の活性の中でどのようなやり方があるかというようなことの中に、稲梓地区に縦貫道の発生土等も利用しながら、そこにチップ加工場を置くことで、下田市のみならず南伊豆、あるいは松崎のほうからのそういうものを受け取ってチップ化をし、そしてそれを次の段階で伊豆市なり、あるいは富士、御殿場のほうにペレット等の原料としてというような形で運んでいくような、そういう広域的な動きをつくるのが必要かなというふうに思いますので、ぜひとも一つのことができないではなく、いろんなことを加味すればマイナスも消えていくというふうに思いますので、ぜひともそういう考えをしていただきたいというふうに思います。

それと、森林の整備の中でいろいろ森林が荒れることのデメリットはありますが、一つ今、有害鳥獣の中で日本中は何か熊の人的被害が大きいんで、熊に何か特化されていますけど、この地域で熊はうわさだけで済んでいていいことですが、イノシシ、鹿、猿の有害鳥獣が本当に大変な状況です。それらをいろんな形で複合的に防止しなきゃならないんですが、その一つの防止として、山際の森林と人里をそこに整備することで、木々あるいは下草をきれいにとって、ある程度広い面積でそういう整備された場所をつくることで緩衝体となって、そして有害鳥獣の被害を防ぐという方策も言われています。

その場合、そういう木々の伐採をしたり、下草を伐採したりというものをただただそこに放置するのではなく、何らかの手だてにしてそれが少しでも産業化していくことで有害鳥獣の防止にも発展すると思いますので、ぜひともそれらも含めてチップ工場を造っていく中で、林業が産業化し、もろもろの森林の整備に結びつくか、じゃないかというふうに思っておりますので、大変は分かりませんが、大変で終わらずに一步踏み出していただき、そして下田市が先頭になっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 議員のおっしゃられるとおり、集落と山林の境であります緩衝帯、こちらを整備することにつきましては、荒廃森林の整備だけではなくて鳥獣被害対策に大きな効果があると考えてございます。

県の森の力再生事業ではこのような取組がされているほか、各市町で独自の補助制度によ

り、こういった緩衝帯の整備をしている市町もあると聞いてございますので、こちらを参考にしながら、森林環境譲与税の活用も含めまして緩衝体に係る補助金等の事業実施の検討をしていきたいと思っております。あと、あくまでも最終的な目標としましては、適切な森林整備が目標という部分でございます。

なかなか、なぜ今、これまで森林整備が進んでいなかったのか、森林の管理が進んでいなかったという一番大きな部分は、経済性があまりにも低かったという部分にあると思っております。ですから、そちらについては現在の課題としましてもまだあるものでございますので、そちらのほうも十分考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 先ほど言いましたが、国・県のほうで森林を整備するための税制度をつくったということ自体、なかなか産業化、あるいは収益性を出せないの、何とか税を使わなければということで、国民・県民の皆さんに負担を願いながら森林の整備を進めていこうという考えですので、簡単に産業化できるわけではありませんけれど、この税があるうち、あるいはこの税を使ってぜひとも産業化し、自活した形で森林が整備されるような環境をつくるのが行政の役割かなというふうに思っておりますので、ぜひともそれを念頭をお願いいたします。

続きまして、トイレの整備について質問をさせていただきます。

まずは、萩市のほうで公共トイレに関わる整備方針というのがつくられているということですが、少なくとも下田市にはそういう方針というか、そういう明文化されたものはないということよろしいですか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 萩市にございます整備方針につきましては、トイレの設置する衛生器具等々について、どこには何個当たりとかという設置する場合の整備方針と私は認識しております。これについて最後にもちょっと私も拝見して書いてあるんですけど、新設改修する場合は事前に財産管理課と協議とすることで、あくまでも設置する場合、男子トイレは何個だとか、女子トイレは何個だとか、障害者用は何にしる、こうしろ、ああしろというような規定が書かれているものと認識しております。

現在、市におきましてはこういった基準はないんですけれども、トイレというものには法令がございまして、バリアフリー法、建築基準法、公衆衛生法、または国交省におきまして

はトイレの公園の設備に関するガイドライン等も出ております。公共施設は一般的に、トイレにおきましては義務的な設置基準と誘導的な設置基準、公共施設においては義務的に様々なユニバーサルの施設が求められております。そういった基準を基に、市が設置する場合はそういった法令、ガイドラインに照らし合わせて、今、設置をしている状況でございます。以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 今、課長が言うとおりに、萩市のほうでこういう方針を立てたといっても、例えばトイレ課とかトイレ係があって、全ての公共トイレをそこで全部仕切っているという状況ではないと思います。下田市のほうもやっぱり補助金の関係だとか、機能の関係でトイレが複数の課に担当が分けられているということで、その辺のところは事情を酌めばそういうやり方も一つ理解できるところであります。

そういう中で、少なくとも整備方針としては一元化をしてトイレの整備というものをきちっと明文化していかないと、今後、財政難の中で老朽化で新築費が必要だ、あるいは改修が必要だ、あるいは新たな機能が必要というふうになったときに、その優先度あるいは継続性というものを考えると、この方針というの是一元化をして、そして実行をするのは各課の事業の中でそれぞれやるというようなルールをつくっていかないと物事は進みにくいのかなというふうに思いますので、憲法のようなものをつくれというわけではありませんので、ぜひとも萩市のこのものも参考にして整備に進めてもらいたいというふうに思います。

萩市のみならず近隣ということで調べてみましたら、隣の伊東市のほうが日本でもトイレの先進自治体と評価されるような状況で、1980年代からトイレというものの整備にきちっと向かい合って、それで今、観光トイレという名称で36か所あるということで先日も伊豆新聞さんのほうでその紹介なり、その論評が載っておりましたけれど、そういう中で、そういう位置づけをしながら順次整備をしていくと。私も先日そのトイレを数か所見に行ってみましたけれど、その中で今一番注目すべきは老朽化、あるいは機能が足りないという中であった伊東の駅前のトイレが新築されて、今、現代的な機能が・・・されているというところで、なかなかきれいないいものができているなというふうに思っております。

下田市においても駅前広場の再整備というようなテーマがありますが、これがまだまだ実現に向けては遅いリズムのようですが、その中でやはり駅のトイレというのはお客さんを迎え入れる、あるいは市民もそのトイレを利用するということになれば、きちとしたトイレをするのが、まず観光の大きな目玉にもなるし、先ほど言った町の品格にもなると思いま

すので、その辺のところも研究してそういう計画に織り込んでいってほしいなというふうに思っています。萩市もそうですし伊東市もそうですが、こういうトイレが観光にとっておもてなしの一つであると、市民のサービスの一つであると明言しておりますので、下田市も観光を重要とする、あるいは市民生活をしっかりやるにはトイレの整備というのは大きな表現かと思っておりますので、お願いをしたいというふうに思います。

あとコンビニトイレの公共化ですが、これに関しては神奈川で横浜、あるいは大和市、あるいは隣の町田市等々で今しっかりとやり始めているところですので、ぜひとも下田市にも町なかにコンビニがあるということ、それから公園や公衆トイレがない周りの地区にコンビニがあるということ、こういう意味からすれば、コンビニのトイレを公衆トイレとして使わせていただくということで、コンビニときちっと打合せをし、そして最終的にはお互いウィン・ウィンの関係でそのトイレを使わせていただけるような、そういうことをすることが公衆トイレのつくりや公園のトイレのつくり以前に早く対応できることかと思っておりますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） まず私のほうからは、建設課が管理している下田駅前広場につきまして御答弁申し上げます。

下田駅前広場に公衆トイレが整備されていないことから、伊豆急下田駅にあるトイレをお借りしているところです。トイレを管理している伊豆急行には消耗品や光熱費、人件費等の管理費用としての2分の1を補助しているところです。

今後のトイレの整備につきましては、下田駅周辺の整備について検討する伊豆急下田駅周辺地区整備検討会というのがありますので、そちらでは今、駅の老朽化等も課題になっているところですが、駅舎だけでなく庁舎としての活用とか、駅周辺の活性化なども含めて下田駅周辺の整備を今検討しているところですので、下田の玄関口である駅前としての適切なトイレの在り方ということも当然含めて検討していきたいと考えております。

また、公園とかとのコンビニトイレの関係ですけれども、現状、先ほど企画課長から言った個別施設計画では、今後の方針としては建て替えを含む存続ということで維持管理をしているところですが、現状の具体的な改修計画等はありませんけれども、和式で旧態トイレが多いため、議員提案のコンビニトイレの公共化など、近隣では裾野市のほうで公園のトイレをコンビニとの協力店ということで募集しているという事例もありますので、そういったことを参考にしつつ、公園を訪れる方の利用しやすいような公園のトイレの在り方について検

討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 今、建設課長が申し上げた公園のトイレの管理を逆にコンビニ側に委託しているという、これP a r k－P F Iとかって言われている公園の管理に民間の手法を導入しようと、こういうことですよね。これ楠山議員がおっしゃってるのと、どちらかというと方向としては違う方向なんです。議員のおっしゃってるのは、むしろコンビニのトイレそのものの管理に我々が力を入れるということになる。

これについてはやっぱり現在の財政状況ですとか、人口減少とかいうのを考えると、私はいささか違う考え方でございます。

例えばヨーロッパですと公衆トイレって非常に少なく、もしあっても有料というふうなことが多いですね。これは保安上の問題、つまり犯罪につながるリスクを考慮したもので、日本国内においても東京などの大都市では同じようにコンビニにトイレをつけていない。つまり一般的には、駅ですとか公共施設に付随しているトイレを活用する、あるいはコンビニのトイレを活用するというのが我々市民感覚だろうと思いますし、観光客もその考えだと思います。そのほうが管理強度がやっぱり保証されるからですね。一定の管理ができるから。しかも、コンビニなんかであえてトイレありますというメッセージをよく看板に出していません。これはお客様にトイレを提供するけれども、ついでにお店の収益にもつながるというそういうふうな考え方であろうかというふうに思います。

先ほど申しあげましたように、人口規模から考えますと今相当高いレベルまで配備されているこのトイレ、これについてはむしろ必要十分な水準はどこなのかということをしっかり考えて、その上で管理強度をしっかりとして、たった1人が1回汚しただけでそこはもう汚れてしまうので、これを毎日毎日1時間置きにチェックするというのはなかなか難しい話ですので、合理的なトイレの在り方について、我々は今、公共経営改革の中でも取り組んでいかなきゃいけない重要なテーマだというふうに考えております。様々な考え方があろうかと思えます。そうしたものを皆さんと一緒に議論し、対応を重ねていく中で、コストを削減した、それでいて観光客の皆さん、市民の皆さんが安心して暮らせるようなそうした地域づくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） コンビントイレの解釈がちょっと市長の解釈と私の解釈違うところがあるんですが、基本、これから新しい公衆トイレをつくっていくということに関してはかなり先ほど言った財政的にも負担になり、また機能的にもいろんなものを求められ、その用地があるかとか、あるいは人口減とかそういうことの中で、逆に配置替えをしていくということも必要かと思うんですが、しかしまた、公共トイレの管理はどうしても大変なところがあります。先ほど課長からありましたけれど、伊豆急のところは伊豆急さんをお願いをしてということだと思いますが、言ってみれば老朽化はしてきてはいますが、本当にきれいに清掃されているということは思いました。

そういう意味からすると、どうしてもほかの公衆トイレがそこまで手が届かないというような状況もありますし、先ほど言ったイメージ的にやっぱり公衆トイレがマイナスのイメージを引きずっているところもあるというようなことの中で、ぜひともコンビニのトイレ、なかなか個人的に入ったら何か物を買わないと申し訳ないのかなとか、いや、どうぞとは言ってもただトイレだけで入っていいのかなとかいろんなことを考える中で、そういう公共トイレとしてのサービスをコンビニに担っていただくということは、データを見ても、例えば大和市さんなんかは市内に110件あっても今9件オーケーですよというような割合ですが、しかしその9件がそれを受けてくれることで、市民なり、来訪者がコンビニでトイレをすると。行政の負担としては、謝礼金というようなことで僅かの謝礼金であったり、トイレトーパーを年間分の何割かを配布したり、あるいは水道代が多くかかるということになれば水道代の減免をしてあげたりとか、そんなことの中でお互いにする。コンビニもトイレを利用する方とはいつでもやっぱりそれを買物に結びつけてくれることも多かろうとか、あるいは今コンビニも社会貢献というようなことを企業テーマとしているところもありますので、その一環というのがありますので、ぜひともちょっと研究していただいて、新たな公衆トイレを新設したり改修するということは、時間的にもあるいは財政的にも大変ですので、そういう意味からすればコンビニが公共トイレとして役割を果たしていただくことは誰一人迷惑ではないと思いますので、その辺、研究していただきたいと思います。

では最後に、防災のトイレのことではありますが、先ほど言いましたが、まずはトイレカーはPRの力としてもありますので、ぜひともいろんな場面で使って市民の方にそのものを披露していただきたいというふうに思っています。

それから携帯トイレ、要するにビニールの袋ですけど、先ほども言いましたけれど、本当に断水になって水洗トイレが使えなくなった段階でそこで排便等をしますと詰まる一方で、

結果的にトイレ自体が荒れて、それで次の人はもう使えなくなってくるというようなことの中で、大変な状況、今までどこの災害時でも起きておりますので、そういうときに携帯トイレを使うということの使い方、その必要性というのは、今回そのものを配っていただきましたけれど、なかなかその意義まで、そこまでまだ徹底されていないと思いますので、今後そういう使い方、その必要性を十分PRしていただきたいというふうに思います。

災害のほうで例えば東日本大震災のときの状況を調べますと、そういう管の破損だとか、あるいは処理場の破損などで水洗トイレが使えないという状況で、それが仮復旧するまでに約1か月はかかっているということですので、その間、既存のトイレが使えなくなるという状況があるわけ。次に避難所を中心に仮設トイレがということで、早くても3日以内に避難所に仮設トイレが届いたということは3分の1程度だと。避難所の。ということがありますし、2週間以内でやっと75%ぐらいになるという状況だそうです。

それから排せつで、発災から何時間ぐらいたったらトイレに行きたくなりましたかということを被災者にアンケートを取ったところ、3時間以内で31%、4時間から6時間で36%ということで、そういう意味では短時間でトイレを使いたくなるわけですが、そのときに当然、仮設トイレはできてない。そして、もし断水して既存のトイレは使えないということになれば、これは携帯トイレを使うしかありませんし、携帯トイレを使ってもらうことがその後のトイレの環境をよくすることでもありますので、ぜひとも1世帯1袋でありましたけれど、今後、携帯トイレの使用の必要性を十分にPRしていただきたいというふうに思います。

じゃあ、まずそれをもう一度、答弁をお願いします。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 議員、先ほど必要数について計算されて御指摘いただいたんですけども、確かに1日数回、用を足すわけでございます。それで3日なのか、5日なのか、充足数どれぐらいなのかということは非常に計算が難しいんですけども、やはり特に下田の場合は半島の先ということで、備蓄を使い切ったときに、陸海空いろんな輸送路の確保をしながらどう援助を頼むのかとかそういった問題も出てくるのかなということで、日頃のやはりまずは整備目標数を達せられるように市としては備蓄を進める、あるいは各御家庭でのそれぞれの自助の部分での配備もフォローしていくというような体制を取るとともに、また、今、防災訓練等々ございますので、そういったところで試験的に例えば御使用いただくとか、どうやってちょっとやるのか難しいんですけども、何かそういう機会を設けてちょっと慣れていただくとかということを進めていく必要があるのかなというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） じゃあ、すみません、最後ですけど、要望して終わりますが、トイレの環境をよくするという事は学校のトイレも必要で、先ほど洋式化のお話も出ましたが、そういう中で例えば萩市さんや伊東市さんのそういうものをちょっと調べて出てきた文言だけをちょっと並べますと、まず洋式便器にやっぱりすべきだろうということ、それにウォッシュレットをつけるべきではないか、あるいは多目的トイレがあるか、オストメイト対応トイレがあるか、そして親子トイレという親子で入って上手にトイレを利用できるそういうトイレがあるか、あるいはパウダーコーナーということで、特に女性がお化粧したり何かするときにはトイレを占領してしまうとトイレの機能が失われるんで、そういう化粧室を別個つくってあげるとかということ、あとおむつ替え台、ベビーシートがあるか、そして和式便器、これは萩市においては市民等が多く集まるトイレに関しては男女1基ずつは置きましょうというようなルールがあると。それからサニタリーボックスがついているか、暖房便座になっているか、手すりがついているか、それからこれは公園のトイレ等に多いみたいですが、暗い状況ですので、防犯アラームあるいはセンサーライト等、防犯上の配慮がされているか、それから下の床ですが、乾式清掃ということで、水を流すような掃除の仕方ではなく乾式清掃のほうが衛生的だということでそれに変えていく、あるいは便座除菌クリーナーがついているか、あと男女比で女性が使用するのにどうしても列をなしてというようなことがどこの施設でもあるんで、この男女の便座の量をどうするかということで、防災上も女性のトイレは男性の3倍にせよというようなルールもあります。こういうふうの一つトイレを取っただけでもこのような条件がありますので、ぜひともしっかりとした方針をつくって、各それぞれの場面で優先的にやるもの、そして継続的にやるものを分けてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） これをもって、8番 楠山俊介議員の一般質問を終わります。